

## 浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の中山間地域に移住してコミュニティビジネス等を行おうとする意思を有する者に対し、起業資金を貸与し、もってその者の移住及び起業を容易にすることにより、本市の中山間地域の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 本市の中山間地域のうち、規則で定めるものをいう。
- (2) コミュニティビジネス等 次のいずれかに該当する事業（対象地域その他規則で定める地域に事業所、営業所、作業場その他これらに類する施設を設けて行う事業に限る。）であって、収益が生じるものをいう。
  - ア 対象地域における課題を解決する事業
  - イ 対象地域の住民の生活環境の向上に資する事業
  - ウ 対象地域の振興に資する事業であって、地域資源を活用するもの
- (3) 起業資金 コミュニティビジネス等を行おうとする者が当該コミュニティビジネス等を行うために必要とする資金であって、規則で定めるものをいう。
- (4) 貸与決定者 第5条第2項の規定による貸与の決定を受けた者をいい、起業者を除く。
- (5) 起業者 起業資金の貸与を受けた者をいう。

### (貸与の対象)

第3条 起業資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 対象地域に移住(対象地域外に3年以上引き続き居住している者がする移住に限る。以下この号において同じ。)をしようとしていること又は第5条第1項の規定による申請の時点において、対象地域に移住をした日の翌日から起算して3年（規則で定める者にあつては、規則で定める期間）を経過していないこと。
- (2) 専らコミュニティビジネス等を3年以上行おうとしていること。
- (3) この条例の規定による起業資金の貸与を受けたことがないこと。
- (4) 同一の世帯（対象地域に移住をしようとしている者にあつては、当該移住により属することとなる世帯）に、第5条第1項の規定による申請前5年以内において、この条例の規定による起業資金の貸与を受けた者又は同項の規定による申請をしている者（同条第2項の規定による貸与の決定を受けられなかった者を除く。）がないこと。
- (5) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4

号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(6) 市町村税を滞納していないこと。

(貸与の額)

第4条 起業資金の貸与の額は、規則で定める額の範囲内において市長が定める額とする。

(貸与の申請等)

第5条 起業資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内において、貸与の可否及びその額を決定する。

3 前項の規定による貸与の決定には、対象地域への移住の時期、貸与に係るコミュニティビジネス等(以下「対象事業」という。)の開始の時期その他の条件を付けることができる。

(貸与の方法)

第6条 起業資金は、前条第2項の規定による貸与の決定の後に、規則で定めるところにより、貸与するものとする。

(対象事業の内容の変更等の承認)

第7条 貸与決定者及び起業者(以下「起業者等」という。)は、対象事業の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 起業者等は、連帯保証人を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

3 起業者が死亡した場合(対象事業の業務に起因して死亡した場合を除く。)において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該起業者に係る対象事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が当該対象事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、規則で定めるところにより、連帯保証人の同意を得て、又は新たに連帯保証人を立て、市長の承認を受けなければならない。

4 第3条(第4号を除く。)の規定は、前項の承認を受けようとする相続人について準用する。この場合において、同条第1号中「対象地域に移住(対象地域外に3年以上引き続き居住している者がする移住に限る。以下この号において同じ。)」とあるのは「対象地域に移住」と、「第5条第1項の規定による申請の時点において、対象地域に移住をした日の翌日から起算して3年(規則で定める者にあつては、規則で定める期間)を経過していない」とあるのは「対象地域に居住している」と、同条第2号中「3年以上」とあるのは「第7条第3項に規定する起業者が起業資金の貸与を受けた日の翌日から起算して3年以上」と読み替えるものとする。

5 第3項の承認を受けた相続人は、当該起業者の地位を承継する。

(異動の届出等)

第8条 起業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 対象事業を開始し、廃止し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第5条第3項の規定により貸与の決定に付けられた条件に違反したとき又は違反することが明らかとなったとき。

(3) 起業者等又は連帯保証人の氏名又は住所に異動があったとき。

2 起業者等が死亡したときは、その遺族等は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 起業者は、起業資金の貸与を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間、規則で定めるところにより、対象事業の遂行の状況について市長に報告しなければならない。

(貸与の決定の取消し)

第9条 市長は、起業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による貸与の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 対象地域外へ移住したとき。

(2) 第3条第5号又は第6号に該当したとき。

(3) 第5条第2項の規定による貸与の決定の内容又は同条第3項の規定によりこれに付けた条件に違反したとき。

(4) 死亡したとき（その相続人が第7条第3項の承認を受けたときを除く。）。)

(5) 対象事業を廃止したとき。

(6) 対象事業を通算して90日以上休止したとき（対象事業の業務に起因する心身の故障によるときを除く。）。)

(7) 破産手続開始若しくは再生手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

(8) その財産につき滞納処分、強制執行又は競売が開始されたとき。

(9) 起業資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(10) 起業資金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(11) 偽りその他不正の手段により起業資金の貸与を受けたとき。

(12) 起業資金により取得し、又は効用の増加した財産を起業資金の貸与の目的に反して使用したとき。

(13) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、起業資金の貸与の目的を達成することができないと

認めるとき。

(起業資金等の返還)

第10条 起業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日から起算して60日を超えない範囲において規則で定める日までに、貸与を受けた起業資金及び次条に規定する利息（第3号に掲げる事由に該当する場合にあっては、当該取消しに係る起業資金及びこれに係る同条に規定する利息に限る。以下「起業資金等」という。）を返還しなければならない。

(1) 起業資金の貸与を受けた日の翌日から起算して3年を経過したとき。

(2) 前条の規定により貸与の決定の全部が取り消されたとき。

(3) 前条の規定により貸与の決定の一部が取り消されたとき。

(利息)

第11条 利息の額は、起業資金の貸与を受けた日の翌日から前条各号に掲げる事由が生じた日までの期間の日数に応じ、貸与を受けた起業資金の額に年3パーセントの割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により計算した利息の額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(返還債務の免除)

第12条 市長は、起業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、起業資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 起業資金の貸与を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで対象事業を行ったとき（第9条第6号に該当するときを除く。）。)

(2) 対象事業の業務に起因して死亡したとき。

(3) 対象事業の業務に起因する心身の故障のため対象事業を廃止したとき。

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否及びその額を決定する。

(遅延損害金)

第13条 起業者は、起業資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、遅延損害金を市に納付しなければならない。この場合において、遅延損害金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。

(浜松市行政手続条例の適用除外)

第14条 この条例の規定に基づく処分については、浜松市行政手続条例（平成8年浜松

市条例第69号)第2章、第3章及び第4章の2の規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。